

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

平成 25. 4. 2 第 183 回国会第 5 号

4 月 2 日（火）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 ①公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外 5 名提出、衆法第 3 号）

②公職選挙法の一部を改正する法律案（田嶋要君外 5 名提出、衆法第 1 号）

- ・提出者逢沢一郎君（自民）、橋本岳君（自民）、平井たくや君（自民）、浦野靖人君（維新）、佐藤茂樹君（公明）、遠山清彦君（公明）、奥野総一郎君（民主）、田嶋要君（民主）及び井坂信彦君（みんな）並びに政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

篠原 孝君（民主）

- ・今回、法案を提出した目的について、①の法律案（以下「自民・維新・公明案」という。）及び②の法律案（以下「民主・みんな案」という。）のそれぞれの提出者に見解を伺いたい。
- ・今回の改正によって電子メールを利用して選挙運動を行う場合、電子メールを作成する者に報酬を支払うことはできるか、両案のそれぞれの提出者に見解を伺いたい。
- ・電子メールを利用した選挙運動の解禁に併せて、FAX も選挙運動に利用できるようすべきであると思うが、両案の提出者に見解を伺いたい。

國重 徹君（公明）

- ・アメリカ及び韓国におけるインターネットを利用した選挙運動のネガティブキャンペーンの実情について総務省に伺いたい
- ・民主・みんな案においては、何人も電子メールを利用する選挙運動を行うことができるとしているが、電子メールとそれ以外のソーシャルネットワークサービス等では、どちらが誹謗中傷やなりすましなどの取締りが難しいと考えているのか提出者に見解を伺いたい。
- ・民主・みんな案においては、第三者から選挙運動用電子メールを発信することを可能としているが、未成年者に電子メールを送信することができることとなるのか提出者に見解を伺いたい。

ふくだ 峰之君（自民）

- ・インターネットが社会的に普及した現在において、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁することのメリットについて、両案のそれぞれの提出

者に見解を伺いたい。

- ・自民・維新・公明案は電子メールの送信主体に関して公職の候補者及び政党等のみとしているのに対し、民主・みんな案では何人も電子メールの送信ができてこととしている理由について民主・みんな案の提出者に見解を伺いたい。
- ・ソーシャルメディアネットワークについてはメッセージを送る機能があるが、電子メールと同様の取扱いとなるのか、自民・維新・公明案の提出者に見解を伺いたい。

木下 智彦君（維新）

- ・将来的にはインターネットを活用して投票を行えるようにすべきと考えるが、両案の提出者に見解を伺いたい。
- ・今後のインターネット技術の向上に伴いインターネット等を利用する方法による選挙運動の法令の規定も見直す必要性が出てくることがあると考えるが、自民・維新・公明案の提出者に見解を伺いたい。
- ・セキュリティ対策又はデジタルデバインド対策として、候補者、政党等が選挙運動に用いるインターネット等のサーバは共有化すべきと考えるが、自民・維新・公明案の提出者に見解を伺いたい。

井出 庸生君（みんな）

- ・今回の改正は、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁することが目的であって、罰則や禁止の項目は最小限にすべきであるとするが、両案の提出者に見解を伺いたい。
- ・インターネットに関する犯罪捜査は、範囲が広く、公平中立に取り締まることが難しいと考えるが、どのように捜査を行うのか警察庁の見解を伺いたい。

- ・電子メールによる選挙運動の解禁については、制限や規制を行わずに、施行後に問題点等を検討していくべきと考えるが、自民・維新・公明案の提出者の見解を伺いたい。

佐々木 憲 昭君（共産）

- ・ネット選挙運動の主役は誰か、両案の提出者の見解を伺いたい。
- ・一般的には、企業は選挙運動することはできないが、インターネットについては、企業も選挙運動ができるようになる。このことから、国民の選挙運動の自由が阻害されるおそれがあり、企業のネット選挙運動に歯止めをかける必要があると考えるが、それぞれの提出者の見解を伺いたい。
- ・選挙運動用有料インターネット広告を掲載させることができる者について、自民・維新・公明案は政党等としているのに対し、民主・みんな案は政党等・候補者としている点について、両案の提出者の見解を伺いたい。

玉 城 デニー君（生活）

- ・今回、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁することのメリットについて、それぞれの提出者から見解を伺いたい。
- ・両案とも、候補者や政党等が電子メールアドレス等の個人情報を取扱うこととなるが、個人情報の保護について自民・維新・公明案の提出者の見解を伺いたい。
- ・今回の法律の改正後に個人情報を管理するために担当者を配置する場合、政党職員や政治家の秘書以外の担当者に報酬を支給することについて総務省の見解を伺いたい。